

南太平洋地域の核問題と日本

小柏 葉子

広島大学平和科学研究センター

はじめに

太平洋島嶼 14 カ国、およびオーストラリア、ニュージーランドによって構成されている太平洋島嶼フォーラム¹（以下、フォーラムと略）は、1971 年の成立以来、地域協力組織として活発な活動を展開してきた。そうした活動の中で、ひとときフォーラムが力を注いでいるのが、核問題をめぐる地域協力である。本稿は、南太平洋地域において核問題がきわめて重要な意味合いを持つ地域的問題であり、そしてそのような南太平洋地域の核問題に、実は日本が深い関わりを持っていることを明らかにしようとするものである。

もともと南太平洋地域にとって、日本は地理的に必ずしも遠隔に位置する訳ではなく、また歴史的な文脈から言っても、浅からぬ関係が存在していた。太平洋島嶼のうちミクロネシアは、第一次世界大戦におけるドイツの敗北によって、1919 年から第二次世界大戦終結の 1945 年にいたるまで、国際連盟の委任統治領として、日本が南洋群島と称して、統治を行っていた。また、第二次世界大戦中、ニューギニアやソロモン諸島といった太平洋の島々は、日本軍と連合軍との間の熾烈な戦いの主な舞台ともなった。²

しかし、第二次世界大戦における敗北によって南洋群島を失った日本が南太平洋地域に対する関心を著しく低下させたことによって、同地域と日本との関係は、戦後かなりの期間にわたって、ほぼ途絶えることになった。他方、太平洋島嶼側も、この時期、日本に対して関心を向けることは少なかった。太平洋島嶼は、1960

¹ 南太平洋フォーラムというそれまでの名称を 2000 年の年次会議から太平洋島嶼フォーラムへと改めた。

² たとえば、ジェフリー・ホワイト他編、小柏葉子監訳『ビッグ・デスーソロモン人が回想する第二次世界大戦』（現代史料出版、1999 年）を参照のこと。

年代半ばから、西サモア（現・サモア）を皮切りに脱植民地化を遂げ始め、1971年にはフォーラムを設立して、核問題をはじめ域外に対する共同行動を活発に展開し始めたが、その主たる対象となっていたのは、イギリスやフランスなど、太平洋島嶼を統治領とする、あるいはしていた南太平洋地域と関係の深い欧米諸国であり、また一方ではロメ協定交渉や国連海洋法問題といった多国間関係であったためである。³

太平洋島嶼諸国と日本との関係が本格的に復活するのは、1980年代に入ることである。そのきっかけとなったのが、1980年代前半の日本による放射性廃棄物の太平洋への投棄計画という核問題であった。この問題について検討する前に、そもそも南太平洋地域における核問題の発端となった核実験問題についてまず検討し、そこから南太平洋地域において核問題がいかに重要な意味合いを持っているのかを探っていくことにしたい。

I 核実験問題と南太平洋地域

南太平洋地域に核問題がもたらされる発端となったのは、アメリカの国連信託統治領であったミクロネシアのマーシャル諸島にあるビキニ環礁において、アメリカが1946年に行った大気圏核実験であった。その後、同じくマーシャル諸島にあるエニウェトク環礁でも、1948年からアメリカによる大気圏核実験が開始された。ビキニ環礁では、1946年から1958年までに、水爆実験も含め合計23回、またエニウェトク環礁では、1948年から1958年までに合計43回の核実験が行われた。さらに、中部太平洋のアメリカ領ジョンストン島では、同じくアメリカによる高空・超高空核実験が1958年から1962年にわたって合計12回行われた。また、イギリス領だった中部太平洋のライン諸島のクリスマス島（現キリバス領）においても、アメリカは1962年に24回にわたる高空核実験を行った。このうち、1954年3月のビキニ環礁における水爆実験では、日本のマグロ漁船の第五福竜丸の乗組員が被爆し、これが契機となって日本における原水爆禁運動の誕生に結びつい

³ フォーラム形成初期の地域協力については、小柏葉子「形成期SPFの性格と機能」『広島平和科学』第15号、1992年、を参照のこと。

たことはよく知られている。

アメリカに続いて、南太平洋地域において核実験を行ったのは、イギリスであった。オーストラリアのモンテベロ島、エミュー・ジャンクション、マラリングアにおいて、1952年から1957年にかけて合計12回にわたる核実験を行ったイギリスは、1957年から1958年にかけて、前述のクリスマス島、および同じくライン諸島のモールデン島において、合計9回の核実験を行った。

1963年に大気圏核実験を禁止する部分的核実験禁止条約（PTBT）が締結され、これに調印したアメリカとイギリスは、南太平洋地域における核実験を中止した。だが、その一方、フランスは、PTBTへの調印を行わず、1965年からフランス領ポリネシアのモルロア、ファンガタウファ両環礁において、核実験を開始した。このフランスによる核実験は、当時、脱植民地化の途上にあった太平洋島嶼から厳しい非難を浴びることになった。

しかしながら、太平洋島嶼諸国による非難は、思わしい効果をあげることができなかった。太平洋島嶼諸国は、1947年に統治国によって創設された地域組織である南太平洋委員会（SPC）の諮問機関、南太平洋会議の場において、フランスの核実験に対する抗議声明を採択させようと試みたが、SPCでは政治問題は討議しないという統治国による暗黙の原則によって、その試みは退けられてしまったためである。1965年、および1970年の2回にわたって、南太平洋会議におけるフランスの核実験に対する抗議声明採択の動議に失敗した太平洋島嶼諸国は、1971年には英連邦首脳会議において同じことを試みる。だが、ここでもやはり他の参加国から積極的な支持が得られなかったことから、太平洋島嶼諸国の間では、新たに自らの手でフランスの核実験問題を討議できるような地域的な政治フォーラムを設立しようという機運が高まる。

こうして1971年に設立されたのが、フォーラムであった。すなわち、フォーラムは、フランスの核実験という核問題を大きな契機として設立されたのであった。核問題は、このように南太平洋地域において地域協力の根幹を形成するきわめて重要な地域的問題としての意味合いを持っていたと言えるのである。

II 放射性廃棄物太平洋投棄計画

(1) 計画の発表

フォーラムは、その後、フランスの核実験に対して、さまざまな地域的抗議活動を展開していく。フォーラムに加盟するオーストラリア、ニュージーランド、フィジーらによる 1972 年の国連総会における核実験禁止決議案の提出や、同じく 1973 年の国際司法裁判所へのフランスの核実験問題の提訴に対して、フォーラム年次会議で全面的な支持を与えたことなども、そうした活動の一環としてあげられるであろう。

だが、1980 年代になると、南太平洋地域には、フランスの核実験以外に新たな核問題が出現することになる。それが、日本による放射性廃棄物の太平洋への投棄計画であった。日本に存在する原子力発電所からは、放射性を帯びた大量の廃棄物がうみ出されており、それをいかに廃棄するかが大きな問題となっていた。1972 年と 1979 年の 2 回にわたって調査を行った結果、日本は、低レベル放射性廃棄物に関しては、海洋投棄を行うことを決定した。その理由は、人口過密で地震活動の活発な日本においては、大量の放射性廃棄物を地中浅く埋設するのは限りがあるというものであった。⁴

科学技術庁の提案に基づいて、低レベル放射性廃棄物の投棄場所と決まったのは、小笠原諸島の北東の公海、北緯 30 度東経 147 度水深 6000 メートルの地点であった。ドラム缶に封印された放射性廃棄物の廃棄は、(1) 海洋および実験室における実施前安全調査、(2) 放射性廃棄物が入ったドラム缶 5000 から一万缶の実験投棄、(3) 実験投棄の影響調査を目的とした海洋実験、(4) 本格的投棄、の 4 段階から行われるとされていた。このうち日本はすでに第一段階を実施しており、第二段階を 1981 年に開始すると、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、および投棄地点に近いミクロネシアの島嶼に通告したのは、1980 年のことであった。

この日本の計画は、ミクロネシア島嶼はもちろんのこと、フォーラムからも強

⁴ Hiroshi Wakabayashi, *Nuclear Waste-Disposal Issues in the Asia-Pacific Region: Overview and Comments from a Sociological Point of View* (East-West Resource Systems Institute, 1983), pp.14, 41.

い反発をもって受けとめられた。同年に開かれたフォーラム年次会議においては、同計画に関してもっぱら議論が行われ、クック諸島の提案による放射性廃棄物の太平洋への投棄を非難する声明が採択された。

名指しこそされなかったものの、日本はこうした非難を懸念し、1980年に計画の安全性について説明を行うことを目的とした使節団をグアム、オーストラリア、ニュージーランド、サモア、フィジー、パプアニューギニアの各国に派遣する。しかしながら、サモア、フィジー、パプアニューギニアでは、政府レベルとともに、NGOなど民間レベルからも非難されるなど、計画についての理解を得られることはできなかった。⁵

こうしたことから、日本は計画に対する再検討を余儀なくされる。1981年、日本は実験投棄の開始を延期することを示したのに続き、南太平洋諸国の合意なしに計画を進める意図はないことを明らかにした。⁶しかし、フォーラムは、計画に対する懸念を緩めず、むしろ日本の対応に反発を強めていた。同年のフォーラム年次会議では、ツヴァルが提出した太平洋における核実験と放射性廃棄物の投棄の危険性に関する意見書をもとに、日本による放射性廃棄物の投棄計画についての討議が行われ、太平洋ではなく日本において投棄を行うことを求め、またこの件に関し、フォーラム諸国は団結しており、各国個別に扱うような試みには応じないという声明が採択されたのだった。

(2) 抗議活動の展開

フォーラムは日本による放射性廃棄物の海洋投棄計画に対して活発に抗議活動を展開する一方、フォーラム以外の場においても、さまざまな抗議活動の展開を試みていた。1981年のフォーラム年次会議において、同年に行われる英連邦首脳会議をこの問題の討議にとって重要な機会と位置づけたフォーラムは、英連邦首脳会議に出席したフォーラム諸国のロビー活動を通じて、日本の放射性廃棄物の海洋投棄計画を非難するフォーラム年次会議の決議を英連邦首脳会議に支持させ

⁵ *Samoa Times*, 29 April 1980; *Fiji Times*, 6 September 1980; *Pacific Islands Monthly*, November 1980, pp. 35-36.

⁶ *Pacific Islands Monthly*, May 1981, p. 5; July 1981, p. 5.

ることに成功した。⁷

また、その約1ヶ月後に行われた南太平洋会議においても、フォーラム諸国による抗議活動が展開された。まず、ソロモン諸島が日本による放射性廃棄物海洋投棄計画問題を提起したのを受けて、サモアが核実験および放射性廃棄物の投棄のために太平洋を使用することに反対する声明を発表し、パプアニューギニアがこれに同調した。さらに、ヴァヌアツは、放射性廃棄物の投棄を禁止する南太平洋非核地帯条約の設立を訴えた。こうした声に対し、太平洋で核実験を行ない、日本と同じくフォーラムからの非難にさらされていたフランスは、決議が会議全体の意思ではなく、加盟国数カ国の意見であることを示す文言にすることを求めた。だが、これはフォーラム諸国からの激しい反対にあい、結局、会議は、日本の名指しは避けたものの、太平洋における放射性廃棄物の投棄計画の破棄を求める決議を採択して閉幕した。⁸

さらに、フォーラム諸国は、翌1982年の南太平洋地域環境計画（SPREP）の会議においても同様の抗議活動を行う。SPREPは、フォーラム諸国、独立を達成していない太平洋島嶼地域、および統治国（フランス、アメリカ）をその構成メンバーとして、1980年に設立された南太平洋地域の環境管理・計画を目的とした地域機関であった。⁹ SPREPは、本来、放射性廃棄物に関して扱うことを想定していなかったが、フォーラム諸国がこの問題を会議において提起したことによって、日本やアメリカなど、放射性廃棄物の貯蔵や投棄を計画している政府に対し、計画の破棄を訴え、南太平洋地域外での処分方法の検討を強く求める決議が採択された。あわせて、廃棄物の投棄に関する地域的な条約の成立に向けての会議を開催することも決議された。

だがこのようなフォーラムによる抗議活動にもかかわらず、日本は、計画を完全に断念するには至っていなかった。1982年、放射性廃棄物投棄計画の中止を求める南太平洋諸国住民の署名を前に、科学技術庁原子力安全局局長は、計画を破

⁷ *Pacific Islands Monthly*, November 1981, p. 11; *New Zealand Foreign Affairs Review*, October-December 1981, p. 46.

⁸ *Vanua'aku Viewpoint*, 27 November 1981.

⁹ SPREPについて詳しくは、小柏葉子「SPF諸国による気候変動問題をめぐる地域的アプローチ SPREPを中心として」『*広島平和科学*』第16号、1993年、を参照。

棄する考えがないことを明言し、低レベル放射性廃棄物の投棄は海洋汚染を引き起こさないと強調した。¹⁰さらに、この年、南太平洋会議にオブザーバーとして出席した日本政府代表も、日本はしかるべき時に放射性廃棄物投棄計画を実行すると述べ、¹¹依然、日本が計画を実施する意向を持っていることを示したのだった。

(3) ロンドン海洋投棄条約会議と計画の停止

日本による放射性廃棄物海洋投棄計画の中止を求めてフォーラム以外の場で展開された抗議活動の中で、もっとも効果をあげたと考えられるのは、ロンドン海洋投棄条約 (London Dumping Convention・LDC {正式名称は、廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約}) 会議におけるものであった。LDCは、廃棄物などの投棄による海洋汚染の防止を目的として、1972年に調印された国際条約であったが、高レベルの放射性廃棄物の海洋投棄に関しては禁止していたが、低レベルの放射性廃棄物の投棄については、特別許可を通してそれを認めていた。

フォーラム諸国の中で、低レベル放射性廃棄物の海洋投棄についても禁止させるべくLDCの改正を特に熱心に追求したのが、ナウルとキリバスであった。両国は、それまでほとんど国際的舞台上において目立った行動をとったことがなく、それだけに日本による放射性廃棄物の海洋投棄問題に対しては、高い関心を抱いていたことがうかがえた。両国は、日本が計画している放射性廃棄物の海洋投棄地点に近いミクロネシアに存在していること、またその他のミクロネシア島嶼は、当時、国連信託統治領としてアメリカの施政下にあったため、両国が独立国として国際的舞台上におけるミクロネシアの声を代表しようとしたものと考えられる。

ナウル、キリバス両国は、1983年のLDC締約国第7回協議会議において、低レベルのものを含むすべての放射性廃棄物の海洋投棄を禁じる改正案を共同提案した。これに対し、北欧諸国が1990年までに投棄の漸次的な停止を提案した一方で、スペインは、共同提案を検討する研究グループの設置とすべての投棄の2年間の停止という動議を行った。日本をはじめアメリカ、イギリス、オランダとい

¹⁰ *Pacific Islands Monthly*, July 1982, p. 6.

¹¹ Michael Hamel-Green, *The Future for the South Pacific Nuclear-Free* (Victorian Association for

った投棄を実施、もしくは実施を予定している国々は、放射性廃棄物の投棄による被害をまず検討する科学的調査の実施を主張し、スペインの提案に反対した。しかしながら、多数決によって、スペイン提案が通り、すべての放射性廃棄物の海洋投棄の2年間の停止が採択されるに至った。スペイン提案の採択は、決議にとどまり、参加国に対して法的拘束力を持っているわけではなく、また直ちにLDCの改正を意味するものでもなかった。だが、そうではあっても、国際的世論の形成という点で、日本にとっては太平洋への放射性廃棄物の投棄計画に対するさらなる圧力となったことは否めなかった。

フォーラムによる日本の放射性廃棄物海洋投棄計画に対する反対は、ついに1985年初頭に一つの決着をみることになる。同年1月、中曽根首相は、日本の首相として初の南太平洋地域公式訪問に先立ち、放射性廃棄物の太平洋への投棄計画を無期停止すると発表した。この決定は、訪問先のフィジーにおいて、再度、中曽根首相によって確認され、日本政府が太平洋島嶼諸国からの反対を重視した結果と説明された。¹²こうして日本による放射性廃棄物の太平洋への投棄計画は、無期停止、すなわち事実上の中止という結末を迎えたのである。

(4) 南太平洋非核地帯条約

日本による放射性廃棄物の太平洋への投棄計画は、上記で述べたように、1985年には無期停止と決定したが、一方でこの問題は、フォーラムの場において、新たな展開を呼び起こしていた。1980年代はじめに浮上した南太平洋非核地帯条約構想の中で、放射性廃棄物の海洋投棄が重要なイシューの一つとして取り上げられたのである。そもそもこの構想は、ニュージーランドによって1975年のフォーラム年次会議に提起され、採択された後、同年に国連第一委員会においても決議として採択されたものであった。しかしながら、ほどなくしてオーストラリアおよびニュージーランドにおいて保守党政権が誕生し、両政権が構想に対して否定的見解を示したことで、フォーラムの場で、構想がそれ以上、進展することはなく、棚上げされた状態が続いていた。

Peace Studies), 1983, p. 5.

¹² *Islands Business*, February 1985, p. 38.

ところが、1983年、オーストラリアで南太平洋非核地帯条約構想を党綱領として採択していた労働党が政権の座に就いたことで、南太平洋非核地帯条約構想は、再びフォーラムの場で日の目を見ることになった。同年のフォーラム年次会議において、オーストラリアのホーク首相によって提案された南太平洋非核地帯構想は、翌1984年のフォーラム年次会議において大筋で合意され、具体的な条約の作成作業が同年末から開始される作業部会において進められることになった。

このオーストラリア原案の中では、もともと放射性廃棄物の海洋投棄に関しては、独立した条項が条約の中に含まれておらず、前文の中で簡単に言及されているにとどまっていた。オーストラリアは、南太平洋非核地帯条約の中に放射性廃棄物の投棄禁止条項を入れると、潜在的投棄国であるアメリカやフランスといった国々が条約を認める可能性が低くなると考え、この問題に関しては、太平洋における海洋および沿岸環境の汚染の防止と管理を目的とした条約の交渉を進めていたSPREPに委ねようとしたためである。これに対し、放射性廃棄物の投棄禁止を南太平洋非核地帯条約の中で扱うべきだと考えるソロモン諸島は、条約締結国は各々の領域において放射性廃棄物の投棄を防止し、南太平洋非核地帯内における放射性廃棄物投棄の奨励、支持、便宜供与を意図する行為をとってはならないとする条約草案を提出し、ヴァヌアツ、パプアニューギニアもこれに支持を表明した。¹³

しかしながら、この問題に関してはあくまでもSPREPを主体としたいオーストラリアは、SPREP条約（正式名称は、南太平洋地域天然資源及び環境保護条約）および同議定書の早期締結に努力するよう条約締結国に求める条項を南太平洋非核地帯条約の中に挿入するという修正案を提示し、妥協を図ろうとした。

¹⁴このオーストラリアの修正案は、ナウルによる反対を受け、ナウルは、条約締結国は南太平洋非核地帯内、あるいは地帯外において放射性廃棄物の投棄を行ってはならず、またSPREP条約も支持するという、南太平洋非核地帯条約を主に

¹³ Levi Laka, A Report on South Pacific Nuclear-Free Zone Working Group's 3rd Meeting (Ministry of Foreign Affairs of Solomon Islands, 1985), p. 6; Levi Laka, A Report on South Pacific Nuclear-Free Zone Working Group's 4th Meeting (Ministry of Foreign Affairs of Solomon Islands, 1985), p. 12.

¹⁴ *Ibid.*

S P R E P 条約を副とした内容の提案を行った。¹⁵

これを受けて、オーストラリアは、ニュージーランドとの共同提案として、先のオーストラリア提案に、南太平洋非核地帯内のいかなる場所においても放射性廃棄物の投棄を禁じることを付け加えた修正提案を提出した。¹⁶だが、パプアニューギニアはこれに異を唱え、討議の結果、(1) 南太平洋非核地帯内の海洋における放射性廃棄物の投棄の禁止、(2) S P R E P 条約および同議定書の早期締結の支持、(3) S P R E P 条約適用範囲外への第 1 項の適用、の 3 点を柱とする南太平洋非核地帯条約を S P R E P 条約よりも優位に位置づけた内容の条約草案がまとめられた。さらにパプアニューギニアは、南太平洋非核地帯内におけるあらゆる放射性廃棄物および物質の投棄の奨励、支持、便宜供与を行う行動を禁止する項目を、投棄防止の強化のために付け加えようと試みた。¹⁷

だがこの試みは、潜在的投棄国に対し厳しすぎるというニュージーランドからの反対にあい、条約草案は再度修正され、(1) 南太平洋非核地帯内の海洋における放射性廃棄物の投棄の禁止、(2) 南太平洋非核地帯内の海洋における放射性廃棄物の投棄を奨励する行動の禁止、(3) S P R E P 条約および同議定書の早期締結の支持、(4) S P R E P 条約および同議定書が発効する南太平洋非核地帯内への第 1 項の適用除外、とする S P R E P 条約に重心をやや移した内容のものへと改められた。¹⁸ここでパプアニューギニアは、S P R E P 条約および同議定書の早期締結の支持という条項を条約前文に移すことを主張し、S P R E P 条約に傾いた重心を再び南太平洋非核地帯条約の方へ戻そうと試みた。しかし、これは受け入れられず、領海におけるあらゆる者による放射性廃棄物の投棄防止の項目を修正草案に付け加えることで、フォーラム諸国は最終的に条約草案に合意した。

この他に、核爆発装置実験、実験の補助、奨励行動と、核兵器の配備を禁止する条項を含んだ南太平洋非核地帯条約は、1985 年のフォーラム年次会議において採択、調印された。同条約は、核兵器のみにとどまらず、放射性廃棄物の投棄防

¹⁵ *Ibid.*, p. 13.

¹⁶ *Ibid.*

¹⁷ Levi Laka, *A Report on South Pacific Nuclear-Free Zone Working Group's 5th Meeting* (Ministry of Foreign Affairs of Solomon Islands, 1985), p. 4.

¹⁸ *Ibid.*, pp. 4-5.なお、S P R E P 条約は、1986 年に調印され、1990 年に発効した。

止条項が含まれている「非核地帯条約」という点で、それまでの先行する非核兵器地帯条約には見られない画期的なものとして注目を集めたが、それはまさに、日本による放射性廃棄物の太平洋への投棄計画に起因するものであった。換言するならば、日本が太平洋への放射性廃棄物の投棄を計画していなかったならば、おそらく南太平洋非核地帯条約には、この画期的な放射性廃棄物の投棄防止という条項は含まれなかったと言えるのである。

III 放射性物質海上輸送問題

南太平洋非核地帯条約が調印された後、やがて南太平洋地域の核問題には、いくつかの重要な変化がもたらされることになった。中でも冷戦の終結によって、核軍縮にいくつかの進展が見られたことは、南太平洋地域における核問題にも大きな影響を及ぼした。特に、1996年の包括的核実験禁止条約（CTBT）の採択、および同条約へのフランスの調印は、長年にわたって重要な地域的問題となり続けてきたフランス領ポリネシアにおける核実験について終止符を打つことになった。また、CTBTの調印によって、フランスをはじめ、イギリス、アメリカの核保有国3カ国がそれまで拒んできた南太平洋非核地帯条約付属議定書への調印を1996年に行ったことも、大きな変化としてあげられた。¹⁹

だがその一方で、南太平洋地域は、新たな核問題に直面することにもなった。そうした問題のうちの重要な一つとしてあげられるのが、放射性物質の海上輸送問題であり、この問題には再び日本が関係していたのである。

この問題は、1992年の末から日本が実施しているプルトニウム、高レベル放射性廃棄物、およびプルトニウムとウランの混合酸化物（MOX）燃料といった放射性物質の海上輸送に対し、フォーラムが懸念を表明しているという問題である。フォーラムは、この問題に関して、日本を主体に、海上輸送に関与しているフランス、イギリスの三カ国を対象とした直接交渉、および核不拡散条約（NPT）再検討会議に代表されるような多国間交渉の二つの次元において対応を試みてい

¹⁹ ロシア（当時はソ連）は、1986年に、中国は1987年にそれぞれ付属議定書に調印を行っていた。

る。ここでは、それぞれの次元におけるフォーラムの活動について検討することにした。

(1) 直接交渉

日本は、1992年に、国内の原子力発電所において使用した核燃料をヨーロッパの工場でプルトニウムに再処理し、それを再度燃料として日本に海上輸送する計画を発表した。この時には、テロを警戒して輸送ルートは一切公表されなかったが、地理的位置から太平洋が輸送ルートにあたると予想したフォーラムは、同年のフォーラム年次会議において、海上事故や積み荷の海上での損失など、プルトニウムの海上輸送にともなう危険性を指摘して、日本の計画に対する深い懸念を表明した。フォーラムの懸念に対し、日本はプルトニウム海上輸送の安全性についてフォーラムに説明と情報を提供した。だが、結果的には予想通り、同年末から喜望峰回りで太平洋をルートとしたプルトニウムの海上輸送が実施され、特に太平洋においては、ニューカレドニア、ソロモン諸島、マーシャル諸島の近海を輸送船が航行したため、フォーラムは、翌1993年の年次会議において、改めて日本の計画に対する反対の意を表した。

さらに1995年から1999年にかけては、ヨーロッパの工場で再処理された高レベル放射性廃棄物が、3回にわたってパナマ運河、およびホーン岬経由で再び太平洋をルートとして日本に海上輸送された。前回のプルトニウム海上輸送時のフォーラムからの抗議に配慮して、これらの時にはフォーラムからの要求前に日本から説明と情報提供が行われ、また輸送船の出港後に大まかな輸送ルートも発表された。加えて、第2回目の高レベル放射性廃棄物海上輸送実施直前の1997年1月には、ヴァヌアツ、ソロモン諸島、パプアニューギニア、フィジーに、日本、フランス、イギリスの原子力産業の使節団が派遣され、輸送に関する説明がなされた。だが、これら諸国も含め、フォーラムはその安全性に強い疑問を投げかけ、日本による高レベル放射性廃棄物の海上輸送に反対していくことを表明した。²⁰また、単に反対を表明するばかりでなく、放射性物質の再処理と海上輸送に携わっている日本、フランス、イギリスの三カ国に対して、事故の際には、たとえ実際

の被害は生じなかったとしても、南太平洋地域の観光や漁業などの産業に及ぼされる経済的損失への補償を行う制度の創設を求め、あわせて輸送ルート沿岸国への事前通告および協議の強力な体制を適切な国際機関において追求していくという具体的要求も掲げられた。²¹

日本による放射性物質の海上輸送問題をめぐっては、日本とフォーラム諸国の首脳が一堂に会し、意見交換を行う場として 1997 年 10 月に東京で開催された日本フォーラム首脳会議（太平洋・島サミット）（PALM）の第 1 回会議においても取り上げられ、日本は席上、フォーラムの懸念に配慮し、この問題を重要な共通関心事項として扱っていく姿勢を示した。²²だが 1999 年 7 月には、今度は使用済み核燃料から取り出した MOX 燃料の海上輸送を喜望峰経由で太平洋をルートとして日本が実施したため、フォーラムはこれに反対するとともに、日本による放射性物質の海上輸送に対する懸念をいっそう高め、補償制度に関する交渉の早期開始と事前通告および協議体制の確立を目指した。²³

フォーラムの要求のうち補償制度については、日本、フランス、イギリスが交渉の開始に難色を示し、ようやくと交渉が開始されたのは、1999 年 9 月のことであった。フォーラム代表とこれら 3 カ国の政府および原子力産業の代表との間で行われた会談では、海上輸送の安全性や、事故の際の責任、補償問題などが話し合われ、さらに会談を重ねていくことで合意された。²⁴

一方、2000 年 4 月に宮崎において開催された第 2 回 PALM では、日本による放射性物質の海上輸送問題が改めてフォーラムと日本との間に存在する重要な問題の一つとして取り上げられた。会議最終日には、太平洋の将来に関する日本と太平洋島嶼諸国の共通のビジョンとそれに向けた中長期的な協力の方向性をまとめた宮崎宣言が採択されたが、その中では、安全、および事故の際の潜在的な経済損失といった放射性物質の輸送に関する太平洋島嶼諸国の懸念に対処するための沿岸国と輸送国の対話の推進がうたわれていた。さらに会議後、日本は親善信

²⁰ Forum Communique, 1995; 1996; 1997; 1998. Pacific Report, 31 January 1997.

²¹ Forum Communique, 1998.

²² Joint Press Conference on Japan-South Pacific Forum Summit Meeting, 1997. *Islands Business*, November 1997, p. 17.

²³ Forum Secretariat, Press Statement 4099, 1999.

託基金の設立を決め、1000 万 U S ドルの原資は、日本が実施する M O X 燃料を含む放射性物質の海上輸送時に、南太平洋地域を通過した際に事故が起こった場合の初動措置のコストを補償するために使用されることになった。また、日本の民間部門によって太平洋島嶼諸国開発協力基金が設立されることも決まったが、フォーラムはこの基金は補償制度とは別個のものであるという見解を明らかにし、あくまでも日本、フランス、イギリスの 3 カ国を対象として補償制度を要求していく姿勢を示した。²⁵

フォーラムと 3 カ国との次回の会談は、2001 年の初頭に予定されているが、3 カ国が補償制度に関して、どこまでフォーラムの主張を聞き入れるかは不確定と言える。だがその一方で、日本は、2000 年 1 月に第 2 回目の M O X 燃料海上輸送を開始し、輸送ルートは前回と同じく喜望峰回り、タスマン海経由で太平洋を北上すると発表されているところから、日本単独での補償制度とは別個に、3 カ国による補償制度をフォーラムがますます強く日本に要求してくることになると予測される。フォーラムがいかにして日本を動かし、日本によってフランスおよびイギリスを巻き込ませて、3 カ国共同による補償制度に踏み込ませていけるのか、が今後、交渉の進展の上での一つの大きな鍵となると言えるであろう。

(2) N P T 再検討会議における多国間交渉

日本による放射性物質の海上輸送問題に関して、フォーラムは、日本を主とした関係諸国との直接交渉の他に、国際海事機関 (I M O) や国際原子力機関 (I A E A) といった多国間交渉の場においても、フォーラム諸国を通じてその声を反映させようと努めている。そうした多国間交渉における活動の中で、N P T 再検討会議におけるフォーラムの活動は、フォーラム自体がオブザーバーの資格を得て会議に参加している点、またフォーラム諸国を通じての活動と並んで、太平洋島嶼諸国が参加している小島嶼諸国の集まりである小島嶼諸国連合 (A O S I S) を通じて活動を試みている点で、特に注目されると言えよう。

A O S I S は、1990 年に、太平洋、カリブ海、インド洋、大西洋、地中海、南

²⁴ Forum Secretariat, Press Statement 5399, 1999.

²⁵ Forum Communique, 2000.

シナ海に位置する小島嶼諸国をメンバーとし、気候変動問題における小島嶼諸国の利害を代表するものとして成立していた。²⁶このようにAOSISの主たる関心領域は本来的には気候変動問題であったが、日本による放射性物質の海上輸送問題の出現によって、それは拡大することになった。太平洋島嶼諸国をはじめ、カリブ海諸国などAOSISのメンバーである小島嶼諸国の大半が、日本による放射性物質の海上輸送のいずれかのルート上に位置していたためである。フォーラムは、AOSISを通じたこれら他の小島嶼諸国との連携によって、NPT再検討会議における放射性物質の海上輸送問題に関する論議に、よりいっそうの影響力を及ぼそうと図っているのである。

放射性物質の海上輸送問題がNPT再検討会議において初めて取り上げられたのは、1995年のことであった。この時の会議は、NPT発効後25年目にあたり、NPTの無期限延長が議論の未決定した節目となる会議であったが、その席上、AOSISを代表してトリニダード・トバゴは、核燃料、プルトニウム、高レベル放射性廃棄物の海上輸送の事故の可能性と、その小島嶼発展途上諸国に及ぼす影響の重大性について懸念を表明し、これら諸国の沿岸水域、領海、排他的経済水域を通過する放射性物質の輸送の中止と海上輸送に伴う包括的な環境影響調査の実施の早急な必要性を訴えた。²⁷これに対し、日本やフランスは、放射性物質の海上輸送は、IMOやIAEAの安全基準を満たしていると反論したが、最終的に採択された原子力平和利用を扱う第三主要委員会の報告書には、AOSISの主張に沿う形で、放射性物質の海上輸送について小島嶼発展途上諸国や沿岸諸国の懸念に留意するという文言が盛り込まれた。

このNPT再検討・延長会議では、条約の再検討プロセスの強化として、5年ごとの再検討会議開催に先立ち、条約の完全履行のための審議を行い再検討会議に勧告する準備委員会を3年間にわたって開催することが決定され、2000年の再検討会議に向けて1997年から準備委員会が開催されることになった。フォーラム

²⁶ 現在は、39カ国、4オブザーバーが参加している。AOSISについて詳しくは、小柏葉子「AOSIS 小島嶼諸国によるインターリージョナリズムの展開と可能性」『広島平和科学』第17号、1994年、を参照のこと。

²⁷ 1995 Conference of Parties to Treaty on Non-Proliferation of Nuclear Weapons 9th Meeting, DC/2502, 21 April 1995.

は、第1回のNPT準備委員会開催直前の1997年3月に、核問題に関するセミナーと会議を行い、地域としての立場の調整を図り、非核兵器地帯と並んで、放射性物質の海上輸送問題をNPT準備委員会においてフォーラムとして焦点の一つとして追究していくことを定め、共通の立場をとる他の諸国や組織と密接に協力を図っていくことで合意した。²⁸

こうして、1997年から1999年にかけて、3回にわたって開催されたNPT準備委員会に臨んだフォーラムは、会議にオブザーバーとして参加するとともに、フォーラム諸国およびAOSISを通じて、放射性物質の海上輸送問題をめぐる論議に積極的に加わっていた。2000年4月から5月にかけて行われた本会議であるNPT再検討会議では、フォーラム諸国の代表が演説を行い、放射性物質の海上輸送は、積み荷が明らかに最小限の危険性の場合のみ、なされうるとし、また事故の際の保障制度を求めるとともに、現行制度の不備をただす新たな取り決めを追求し続けていくと述べ、フォーラムとしてのこの問題に対する姿勢を改めて提示した。²⁹

フォーラムのフォーラム諸国およびAOSISを通じたこうした主張は、NPT再検討会議で採択された最終文書の中で、放射性物質の海上輸送の事前通告制度に関して、日本などの主張する公海上の航行の自由が併記されながらも、一定の国際基準設定の必要性を認める内容となって示された。これから事前通告制度に関する具体的な国際基準作りをめぐる交渉が、次回2005年に開かれるNPT再検討会議を目指して開始されると考えられるが、その際、フォーラムにとって重要となるのは、補償制度でとりあえず一応は日本、フランス、イギリスの三カ国を交渉のテーブルにつかせ、その意味で若干先行しているフォーラムが、事前通告制度に関しては、AOSIS内の他の小島嶼諸国と足並みをそろえ、協調を図っていかねばいけないということであろう。補償制度については、AOSIS一体となつての取り組みは進んでおらず、AOSIS内にはフォーラムのように直接交渉によって先行しているところとそうでないところといった差が認めら

²⁸ *The South Pacific Forum: Nuclear-Free Pacific Campaign Newsletter*, No.3, 1996.

²⁹ Statement by T. T. Tupou on Behalf of the Members of the South Pacific Group, 2000 Review Conference of the Parties to Treaty on Non-Proliferation of Nuclear Weapons, 27 April 2000.

れる。しかし事前通告制度の国際基準設定は、関係各国との直接交渉ではなく、NPT再検討会議のような多国間交渉に委ねられるところから、AOSISの結束が重要となってくる。補償制度の進展をめぐるAOSIS内のばらつきに配慮しながら、フォーラムは事前通告制度をめぐるAOSISの結束に努めていかなければならないと言えるのである。

おわりに

核問題は、フォーラムがそもそも結成される際の契機として働いた地域協力の根幹を成すものであり、フォーラムの発足以後も、南太平洋地域において重要な地域的問題となり続けてきた。そして日本は、放射性廃棄物の海洋投棄計画や放射性物質の海上輸送など、南太平洋地域におけるいくつかの重要な核問題の原因を担う当事者となってきた。また、80年代に南太平洋地域と日本との関係の本格的復活が日本による放射性廃棄物の海洋投棄計画をきっかけに始まり、現在では、放射性物質の海上輸送問題が重大案件となっているなど、核問題は、両者間の関係の上で大きな比重を占めてきた。

日本においては、兵器を対象とした核と、核の平和利用を対象とした原子力は、一般に切り離されて考えられることが多い。核においては、一方では「唯一の被爆国」というスタンスから核の被害者として、他方では「非核三原則」を標榜しながら新ガイドラインの設定以後は、TMDといったアメリカの核戦略の一翼により明確な形で巻き込まれつつあるものとして、日本の立場は常に受動的なものとして理解されてきたと言えよう。だが、その一方で原子力の面から見ると、日本は、南太平洋地域の核問題に示されているように、主体となって行動してきたと言える。南太平洋において重要な地域的問題となってきた放射性廃棄物の海洋投棄や放射性物質の海上輸送は、いずれも日本の原子力政策の変遷によって引き起こされたものであり、そうした日本の原子力政策が他地域の安全を脅かしているといった認識は、日本においては極めて薄い。

ヨーロッパをはじめとして、国際的潮流となりつつある脱原発の流れに逆行する日本の原子力政策が、日本の核武装化に対する根強い疑念の土台を提供してい

ることとあわせて、21 世紀の核問題といった時、南太平洋地域の核問題がつきつけているように、日本には、核と原子力とを包括的に考える視点が求められると言えるのではないだろうか。